

地方税財源の拡充に関する意見書

住民福祉の増進等に責任を負う地方自治体においては、その責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要があります。

しかし、国は、平成26年度税制改正において、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を継続するとともに、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入しました。

加えて、消費税率の10%への引き上げ時には、法人住民税のさらなる国税化を進めるとし、平成28年度税制改正においても、法人住民税の国税化の一層の拡大や不合理な偏在是正措置の導入が実施されようとしています。こうした措置は、地方税財源の拡充につながらず、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものです。

台東区は、多くの生活保護世帯が存在するとともに、子育て支援の拡充や、高齢者の増加への対応、首都直下地震等への備え、公共施設の維持・更新、産業振興対策など、成熟した都市特有の膨大な行財政需要が存在しており、税収の多さのみに着目して、財政的に富裕であると判断することは適切ではありません。

地方自治体が責任を持って充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできません。

よって、台東区議会は、国に対し、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税及び地方法人特別譲与税並びに法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元するとともに、不合理な偏在是正措置を導入することなく、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成 27 年 10 月 26 日

台東区議会議長 太田 雅久

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

社会保障・税一体改革担当大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

地方創生担当大臣 あて